

企業価値担保権付き融資の 評価や引当の方法等に係る基本的な考え方の公表について

2025年7月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について

背景・位置付け

- 企業価値担保権は、不動産担保等と性質が大きく異なるため、融資の評価や引当の方法等について、多くの金融機関から、疑問が寄せられている。

(主な疑問) ・自己査定・償却・引当において、不動産担保等と同様に、一般担保(客観的な処分可能性のある担保)として扱っていいのか。
・一般担保として扱えないのであれば、無担保と変わらないのではないか。

- これらの疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するもの。

基本的な考え方

- 「企業価値」は、将来見通し等の主観に大きく依存し、また、事業停止時には価値を見込むことが難しいため、一般担保(客観的な処分可能性のある担保)として扱うことは困難。

(注) 総財産の中に一般担保の要件を満たす不動産等があれば、その分は一般担保として考慮できる。

また、無担保融資とは、融資の性格が、以下のような点において、大きく異なる。

- 企業価値担保権は、法的な裏付けをもって(借り手の総財産への担保設定を通じ)、**借り手と貸し手の間に特別に緊密な関係を構築**することを可能とする制度。

貸し手には、借り手の経営実態等を適切に把握し適切に支援することで、将来において経営困難に至るリスク(倒産確率等)を低減すること等が期待される。また、他の貸し手による担保実行を停止させる権限や、事業譲渡に係る実行手続を開始する権限等が付与される。

- **借り手・貸し手双方が、将来見通しにコミットしやすくなり、債務者区分・格付の判定等において、将来・定性情報を適切に反映できる前提条件が満たされる。**

具体的な反映方法(例)

- 具体的な反映方法は、以下の例も参考にしつつ、各金融機関における検討を期待。

- ・米国実務を参考とする例

(日本のような債務者区分の判定→債権格付という段階を踏むことなく) 融資の回収可能性を直截に評価することとし、将来キャッシュフローの予測など、将来・定性情報を最初から明示的に反映し、評価する。

- ・従来からの日本の方法をベースとする例(債務者区分の判定→債権格付の段階を踏む例)

例えば、外形的な財務情報(債務超過等)だけでは、要注意先・破綻懸念先となる借り手であっても、緊密な関係を築いている中で、事業の見通し(キャッシュフロー創出能力)が見込めるのであれば、正常先・要注意先と判定するなど、債務者区分の判定の際に、将来・定性情報を適切に反映させる。

適切性の確保

- 各金融機関は、恣意的な運用にならないよう、評価や引当の方法等に係る適切なルールを定め、文書化と組織内の共有を図るほか、事後的な検証(必要な場合は)ルールの見直しを行う。
- 金融庁は、各金融機関が定めたルールを尊重しつつ、その運用実態、事後的な検証の結果に照らしたルールの見直しの要否等を継続的に対話する。

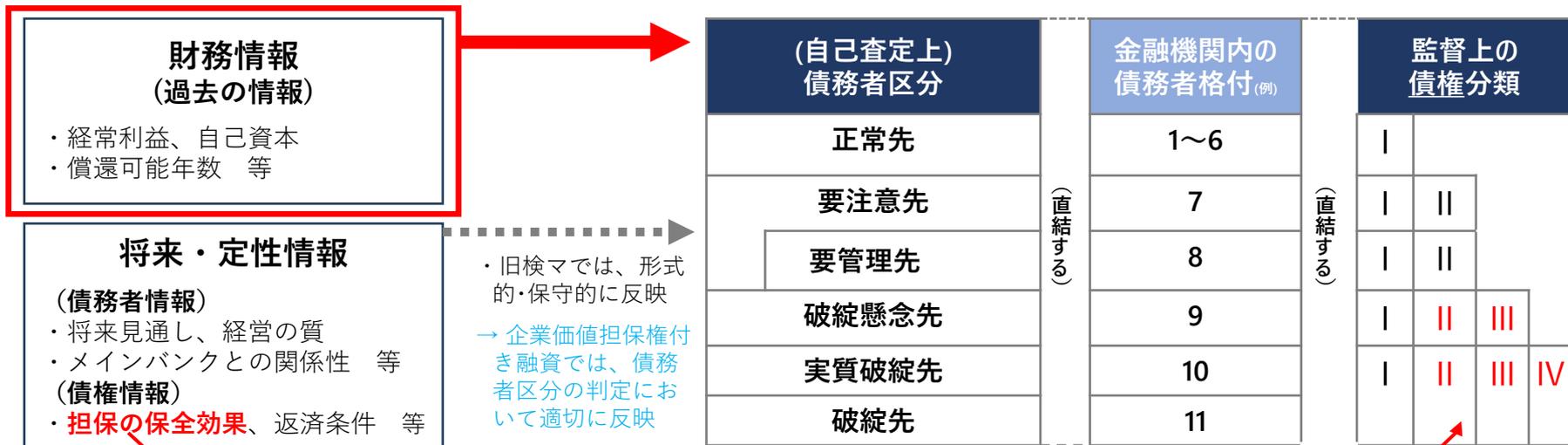
(参考) 企業価値担保権付き融資の場合、下記【米国】のように、借り手との緊密な関係性を前提として、格付において、事業の将来見通し等の将来・定性情報を、適切に考慮しやすくなる。

【米国】格付(分類)には、最初から将来・定性情報も反映(*Pass上位を除き、一般に企業価値担保権類似の担保設定)



(旧金融検査マニュアル)

【日本】旧検マの運用上、債務者区分は基本的に財務情報(過去の情報)で判定(その後、担保評価に応じ、債権分類)



* 基本的に債務者が同じなら同じ債権分類だが、担保の保全等で分かれ得る。